

■特定建築物の定期報告

用途	定期報告が必要な建築物		建築物の報告時期	建築設備等の報告時期	定期報告の時期																															
	政 令（国が指定するもの） 【避難階のみを当該用途に供するものを除く】	細則（山形市が指定するもの） 【左記の政令指定を除き細則で指定】			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下															
					上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下																				
劇場、映画館、演芸場	・地階若しくは3階以上の階のA>100㎡ ・A(客席部分)≧200㎡ ・主階が1階にないもの	・A>300㎡	昭和62年を始期とし、 3年ごとの 2月28日まで	毎年ごとの 2月28日まで							●																									
観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場	・地階若しくは3階以上の階のA>100㎡ ・A(客席部分)≧200㎡	・A>500㎡											●																							
事務所	—	・階数が5以上かつA>2,000㎡（地階を含む）											●																							
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）	・地階若しくは3階以上の階のA>100㎡ ・2階にあるA≧300㎡	・A>500㎡	昭和59年を始期とし、 3年ごとの 8月31日まで	毎年ごとの 8月28日まで	●						●																									
児童福祉施設等	就寝用福祉施設に限る※2 ・地階若しくは3階以上の階のA>100㎡ ・2階にあるA≧300㎡	・2階以上の階のA>300㎡			●								●																							
学校	—	・A>2,000㎡ ・3階以上の階のA>500㎡	昭和60年を始期とし、 3年ごとの 2月28日まで	毎年ごとの 2月28日まで		●						●																							●	
体育館（学校に附属するものを除く）	・3階以上の階のA>100㎡ ・A≧2,000㎡	・A>2,000㎡				●								●																					●	
博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・3階以上の階のA>100㎡ ・A≧2,000㎡	・A>2,000㎡				●								●																						●
ホテル、旅館	・地階若しくは3階以上の階のA>100㎡ ・2階にあるA≧300㎡	・A>1,000㎡	昭和60年を始期とし、 3年ごとの 8月31日まで	毎年ごとの 8月28日まで		●																														
共同住宅	サービス付き高齢者向け住宅等に限る※1 ・地階若しくは3階以上の階のA>100㎡ ・2階にあるA≧300㎡	・3階以上の階のA>500㎡												●																						
寄宿舎	サービス付き高齢者向け住宅等に限る※1 ・地階若しくは3階以上の階のA>100㎡ ・2階にあるA≧300㎡	—	昭和61年を始期とし、 3年ごとの 2月28日まで	毎年ごとの 2月28日まで							●																									
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	・地階若しくは3階以上の階のA>100㎡ ・2階にあるA≧500㎡ ・A≧3,000㎡	・A>1,000㎡													●																					
昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、ウォーターシュート、コースター、メリーゴランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等	—	設置された日の属する月から毎年																																	

- ◎ Aは、その用途に供する部分の床面積の合計を表わす。
- ◎ 特殊建築物の規模については、その用途に供する部分（廊下・便所等その用途に使用していれば含む）だけを対象にする。
- ◎ 建築主が建築基準法の規定による検査済証の交付を受けた場合には、その直後の報告は必要ありません。
- ◎ 報告の提出は、各報告時期の3ヶ月以内に調査して作成したものに限りです。
- ◎ 建築設備については、棟毎に報告して下さい。
- ☆ 建築設備とは、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置のことです。

※1: サービス付き高齢者向け住宅等
サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの。

※2: 就寝用福祉施設
児童福祉施設等のうち、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、厚生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの（※3）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設。

※3: 老人短期入所施設その他これらに類するもの
小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含み、宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これらに類するもの」に該当する。

● 建築物と建築設備の報告

□ 建築設備の報告